専門職大学院認証評価事業に関する 自己点検・評価報告書

令和元(2019)年9月30日 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

目 次

	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	評価基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	評価方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	認証評価の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	組織及び運営の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 +	> ≯次业[【
	·考資料】
(1))自己点検・評価委員会規程及び委員名簿
(2))定款(抜粋)
(3)) 評議員及び理事・幹事・顧問名簿 (令和元年6月9日現在)
(4)) 認証評価を担当する組織と体制 (令和元年9月1日現在)
(5))認証評価の実施状況
(6))臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則
(7))臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程
(8))臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程
(9))臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程
(10))臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程
(11))臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則

はじめに

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会(以下、本協会と記す)は、昭和63 (1988)年3月に創設以来、我が国における臨床心理学的諸実践の進歩と正当な社会的適用に資するために、臨床心理士の資格認定、資格更新制度の運用を含めた国内における心理臨床活動の充実と向上のための事業とともに、臨床心理士を養成するための大学院教育の充実、発展に寄与すべく事業を展開している。平成21 (2009)年9月から、本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、学校教育法第110条の規定に基づく文部科学大臣の認証を受け、専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的とした認証評価事業を実施している。

本協会が担う認証評価の対象は、「臨床心理分野の業務に従事するために必要な、臨床心理学に関する高度な知識と能力を有する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院」であり、学位の名称は「臨床心理修士(専門職)」である。臨床心理に関する高度専門職業人養成課程においては、2年間で入学生が学士課程もしくは社会人経験で培った知識や多様な体験知を、将来の専門的な活動においてより高度な水準で活かせるように、効果的な学習を効率的に促進できる教育体制の構築と運営が必須である。さらに、その養成課程は、後の5年ごとの資格更新に耐えうる継続的な技能の発展を見越した基盤形成が意図されなければならない。こうした専門職大学院に求められる心理臨床実践特有の汎用的専門技能の発展的養成を支えるために、本認証評価に当たっては、将来の充実、発展を見据えて、各大学院が抱える固有の事情や困難をそれぞれの工夫によって創造的に克服する努力をしていることについても適切に配慮している。

本協会の認証評価を受ける専門職大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内ごとに次の評価を受けることが定められている。本協会は、創設より30年に渡り、平成31 (2019)年4月時点で168校を数える臨床心理士養成に関する指定大学院の指定及び指定継続審査、実地視察を実施してきた実績を活かし、本認証評価において、各臨床心理分野専門職大学院の教育が備えるべき基本的な専門性及び発展可能性を考慮した評価基準とその評価方法の策定を図ってきた。評価対象大学院には申請期限前に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等についての説明会を開催し、認証評価基準の透明化及びその成果の公開による認証評価事業の逐次改善に努めている。また、認証評価作業を進めるに当たっては、評価対象大学院の自己点検評価報告書等の書類審査、ヒアリング、訪問調査等を踏まえ、本協会の定めた評価基準に基づき、教育活動等の状況を分析し、その結果が各基準を満たしているかどうかの判断を約1年間の厳密かつ慎重な手続きをもって行っている。評価対象となる5年間の実績及び施設、制度の運用状況は、当該大学院の置かれている諸事情や社会状況に応じて改善や対応が随時講じられていることから、ある時点での達成度を一律の基準に照らして判断するのではなく、厳格さを保

持しつつ、当該大学院で審査期間中に進行中の制度改善計画や自己評価点検に基づいた改善方針を聴取しながらの双方向的な評価手続きを執っている。これにより、当該大学院の将来的な発展につながる認証評価が可能になると考えている。なお、本認証評価事業に充てられる経費は認証評価手数料による収入を上回っている状況であるが、本事業は本協会の目的とする臨床心理士資格全体の質の保証のための重要課題であるとの認識から、現時点での当該経費不足分は他の事業収入から補填しており、本協会全体としての財務は健全に運営されている。

平成 29 (2017) 年 9 月 15 日をもって全面施行となった公認心理師法施行令(平成 29 年政令第 243 号)及び公認心理師法施行規則(平成 29 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号)により、心理学関連の大学及び大学院の教育カリキュラムにはパラダイム転換が起きつつある。本協会は公認心理師カリキュラム等検討会委員及び公認心理師試験機関となった一般財団法人日本心理研修センター理事会構成員としてこのようなパラダイム転換について理解し、業務執行理事会、理事会において重要課題として取り上げてきた。それを受けて、認証評価委員会を中心に、臨床心理分野専門職大学院の独自性を継承し、更なる内部質保証の発展を支えるための認証評価のあり方を具体的に検討する予定であり、自己点検・評価委員会の新たな設置によって、その過程を評価し、改善を図っていく体制を整えた。

今回の自己点検・評価に関しては、本協会が平成 31 (2019) 年3月に定めた自己点検・評価委員会規程第5条に基づき7名の委員によって構成された自己点検・評価委員会において、平成 31 (2019) 年3月までの上記認証評価事業を対象として実施された。

1. 評価基準について

(1) 評価の目的

本協会が大学からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、本協会が定める専門職大学院評価基準(以下、評価基準)に基づき、次のことを実施する。

- ①専門職大学院の教育活動等の質を保証するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- ②専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多 面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- ③専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進してい くため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

(2) 評価基準策定の考え方と構成

評価基準は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に規定される設置基準等を踏まえて、本協会が、評価対象の専門職大学院の教育活動に関し、専門職大学院として満たすことが必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

評価基準1 (教育目的)及び評価基準2 (教育課程)については、評価対象大学院が専門職大学院設置基準及び学校教育法に適合する範囲を遵守しつつ、各大学院固有の特徴を積極的に取り入れた教育目的を定め、目的達成のために整合性のある教育課程を策定していること、またその内容を適切に公表していることを重視している。

評価基準3(臨床心理実習)については、臨床心理分野専門職大学院の教育課程の中核を担う ものとして、臨床心理専門職能の修得と多分野職域における現場実習を含む実習機会の確保、ケースカンファレンスやスーパーヴィジョンといった臨床心理分野の本質となる実習指導体制、 臨床心理実習のための学内実習施設運営の適切性を重視している。

評価基準4及び5(学生の支援体制、成績評価及び修了認定)については、臨床心理分野専門職大学院に特徴的な学生自身の体験知が適切に活用されるために、学生の心理臨床体験の深化が、学生個人の権利・尊厳と心理的な安全性を確保した上で配慮されていること、それと併せて学生の学習到達目標の達成度に対する厳格で適正な評価システムの確立を重視している。

評価基準6~10(教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等、入学者選抜等、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等)については、上記評価基準5までの体制及び運営を適切に実施するに足る管理体制及び施設備品の整備を重視している。とくに、臨床心理分野専門職に

固有な養成課題として、学生及び教員の個別主体的なオリエンテーションと実践的汎用性を涵養することが求められることから、そのための固有の工夫が、制度、施設及びその運用において守秘性と公正性を担保した形で実現されていることに評価の要点を置いている。

(3) 評価基準の概要

評価対象大学院の評価は、本協会が定めている「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」に基づいて実施される。学校教育法第110条第2項に規定する大学評価基準に基づき策定された本協会の評価基準は、表1に示す通り、10項目(章)及び29の小項目、さらに小項目内の細目ごとに判定基準及び解釈指針が定められている。

評価基準の細目は、定められた内容が各専門職大学院において遺漏なく満たされていることが求められるレベル1と、学生や教員が教育課程上の成果を上げるための環境整備の充実またその努力の実際が求められるレベル2とに分けて設定している。レベル1の評価基準細目は、評価対象大学院が臨床心理分野専門職大学院として設定された教育目的に沿った教育内容及び臨床心理実習が学生に適切に提供できる体制が準備されており、さらにその体制が適切に運用され得る設備環境及び組織管理体制が敷かれていることを求める必達事項である。レベル2の評価基準細目は、各大学院の組織のあり方及び教育システムの特性を考慮した上で、より優れた養成機関としての発展に寄与するよう、中長期的にその水準を満たすべく努力することが求められる基準として定められている。評価対象大学院が臨床心理分野専門職大学院として適格と認められるためには、レベル1の評価基準細目がすべて満たされていなければならない。レベル2の評価基準細目は、各大学機関の全体的な運営方針や社会的状況への対応が必要であり、努力課題として常に発展的に創意工夫することが求められる内容を含むことから、現時点では総括的評価として7割以上の達成を認証のための基準として設定している。

表 1 認証評価基準の構成と概要

	評価基準の項目 (章)	各評価基準に対応する小項目	評価基準の細目数 (注)			
	計価基準の項目(早)	合評価基準に対応 9 つか項目 	レベル1該当	レベル2該当		
1	教育目的	1-1 教育目的	3	0		
		2-1 教育内容	3	0		
0	教育課程	2-2 授業を行う学生数	1	0		
2		2-3 授業の方法	1	0		
		2-4 履修科目登録単位数の上限	1	0		
	臨床心理実習	3-1 学内実習施設	1	0		
3		3-2 学内臨床心理実習	1	0		
ð		3-3 学外実習施設	1	0		
		3-4 学外臨床心理実習	1	0		
		4-1 学習支援	3	1		
4	学生の支援体制	4-2 生活支援等	0	1		
4		4-3 障害のある学生に対する支援	0	1		
		4-4 職業支援(キャリア支援)	0	1		
5		5-1 成績評価	2	0		
Э	成績評価及び修了認定	5-2 修了認定	1	0		
6	教育内容等の改善措置及	6-1 教育内容及び方法の改善措置	2	1		
О	び教育課程の見直し等	6-2 教育課程の見直し等	1	0		
7	入学者選抜等	7-1 入学者受入	4	1		
1		7-2 収容定員と在籍者数	1	1		
	教員組織	8-1 教員の資格と評価	2	0		
8		8-2 専任教員の担当授業科目の比率	1	0		
		8-3 教員の教育研究環境	2	2		
	管理運営等	9-1 管理運営の独自性	3	0		
9		9-2 自己点検評価	3	1		
3	日生足首寸	9-3 情報の公示	2	0		
		9-4 情報の保管	1	0		
		10-1 施設の整備	1	0		
10	施設、設備及び図書館等	10-2 設備及び機器の整備	1	0		
		10-3 図書館の整備	1	0		

⁽注)評価基準小項目のうち、「レベル1」は必達の細目、「レベル2」は実現に努めるべき細目。

本協会の定めた必達の認定基準 (レベル1) 及び臨床心理分野専門職大学院の持続的発展を見越した目標基準 (レベル2) は、審査期間中にも評価対象大学院に積極的に提示され、評価対象大学院と判定評価チームとの相互的なやりとりを通した評価方法を採っている。このことにより、評価対象大学院は、教育の質を保証する必要最低限の認定基準 (レベル1) を維持するのと同時に、目標基準 (レベル2) を意識化しながら、5年ごとの認証評価機会を、評価対象大学院の特性に応じた努力と工夫によって発展的に活用することができる。なお、レベル1の基準細目に関して基準に達していないものが少数ある場合、評価対象大学院が当該項目に関して短期間で改善することを確約し、その実現の可能性が高いと判断される場合に限り、認証評価委員会は認証評価を保留とすることが定められている(臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則)。

(4)特記事項

- 本協会の認証評価では、評価基準細目を、必達基準(レベル1)とともに目標基準(レベル2)を設けて評価している。そのことにより、評価対象大学院が専門職大学院として基本となる 基準を維持していることを認定するのみでなく、各大学院がその特色を活かし、社会状況その他 に対応した発展的な改善を行うことに対して積極的な評価を示すことを可能にしている。
- 評価基準項目3「臨床心理実習」は、教育課程の中でも、学内実習施設及びその運営体制を 含んで、臨床心理分野専門職養成の重要かつ中核をなすものであることから、単独の章立てをし ている。この評価基準項目は、他の認証評価機関の評価にはない本協会独自のものである。
- レベル2の目標基準の認証評価に関しては、本事業発足時より7割の達成度を目途として設定しているが、これまでの評価対象大学院がすでに基準を満たしていることに鑑み、その基準の漸進的な改訂を進める時期を迎えている。また、評価基準項目3「臨床心理実習」に関しても、これまで10年の認証評価実績及び各大学院の実態を踏まえた評価基準の適正化を進めている。

2. 評価方法について

(1) 評価スケジュール及び評価手順の概要

認証評価は、以下の手続きに則って実施される(表2)。

①認証評価申請及び評価実施スケジュールの決定

本協会から申請の案内を送付された評価対象の専門職大学院は、認証評価実施年度の前年に、認証評価スケジュール、評価基準、手続規則等の説明会を受け、認証評価申請書を提出する。評価対象大学院との協議及び合意に基づき、評価実施スケジュールを定める。

②判定評価チーム委員の選任及び研修会の開催

認証評価委員会は、評価対象大学院を担当する判定評価チームを構成する判定委員及び有

表 2 専門職大学院認証評価のスケジュール

認証評価 実施前年度		認証評価申請及び評価実施スケジュールの決定 *申請大学院別に、本協会と評価対象大学院とで協議し、双方の合意に基づいて日程を定める						
	4月	認証評価委員会、理事会による判定評価チーム委員の選任						
	5月	・						
	6月	・判定委員会及び判定評価チーム研修会実施・評価対象大学院による自己点検評価報告書及び関連書類の提出(提出締切6月末)						
認証	7月	書類審査及びそれに基づいた事前確認事項一覧表の送付						
評	8月							
価	9月	・判定評価チームによる対象大学院へのヒアリング ・判定評価チームによる訪問調査						
実	10月							
施	11月	認証評価報告書(原案)の作成						
年度	12月	評価対象大学院への認証評価報告書(原案)の送付及び訂正箇所の確認機会提供(受領後30日以内						
	1月	認証評価報告書(判定評価チーム案)の確定						
	2月	・判定委員会、認証評価委員会、協会理事会による審議、承認 ・評価対象大学院への認証評価報告書の送付と異議申し立ての機会提供(受領後14日以内)						
	3月	評価対象大学院への認証評価結果(報告書)の通知及び本協会HP等による公表						

識者委員の候補者を理事会に推薦し、理事会がこれを選任する。判定委員会及び判定評価チーム委員決定後、委員全員に対して判定作業に関わる評価基準及び方法に関する研修会を行う。

③自己点検評価報告書及び関連資料の提出

評価対象大学院は、所定の書式に沿った自己点検評価報告書を作成し、その根拠資料を含めた関連資料を、認証評価実施年度の6月末日までに提出する。

④書類審査と事前確認事項一覧表の送付

判定評価チームの構成員は、提出された自己点検評価報告書及び関連資料の分析、検討を行い、評価基準 (レベル1及びレベル2) に従って個別に評価する。各自の評価結果をチーム内で協議した上で、意見調整を行い、さらに評価のために確認や視察が必要な事項を取りまとめる。書類審査により取りまとめられた事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を、評価対象大学院に送付する。

⑤事前確認事項一覧表への回答書の提出

評価対象大学院は、事前確認事項一覧表に記載された事項について補足説明や質問への回答を記載した事前確認事項回答書及び追加資料を、判定評価チームに提出する。

⑥判定評価チームによる評価対象大学院へのヒアリング

自己点検評価報告書及び事前確認事項回答書等に基づき、判定評価チームが評価対象大学院へのヒアリングを実施する。ヒアリングでは、自己点検評価報告書で確認できる評価基準(レベル1及びレベル2)の達成度や課題の確認に加え、課題に対する認識及び課題解決のための努力の実績や過程についても注目し、建設的な意見を交換する機会にしている。

⑦判定評価チームによる訪問調査

書類審査及びヒアリング終了後、判定評価チームによる訪問調査(1日ないし2日間)を行う。訪問調査では、判定評価チームが評価対象大学院を訪問し、学内実習施設及び関連する施設備品の管理運用状況を確認するとともに、主要な授業を直接見学し、学生インタビュー、大学関係者との面談を実施する。

⑧認証評価報告書(判定評価チーム案)の作成

判定評価チームは、評価対象大学院から提出された自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書、訪問調査の結果に基づき、認証評価報告書(判定評価チーム案)を作成する。認証評価報告書には、評価項目の10章それぞれについて、認証評価結果としての「適合している」、「適合していない」、「保留」を記載するとともに、その判定根拠を含め、評価基準に則した具体的な分析内容を記述し、全体評価が総括される。さらに、長所として特記すべき事項、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項を具体的に記述する。なお、判定評価チーム案は、原案作成後、評価対象大学院に表記内容に事実と異なる記載がないかどうかの照会が行われ、評価対象大学院は記載内容に事実との齟齬があった場合、30日以内に書面で修正が必要な箇所を指摘することができる。

⑨認証評価報告書の決定

判定委員会は、認証評価報告書(判定評価チーム案)、評価対象大学院から提出されている 自己点検評価報告書、及び関連資料を総括し、認証評価報告書(案)を確定する。この認証評 価報告書(案)を基にして、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、本協会理事会におい て適合の判定及び認証評価報告書を決定する。認証評価報告書は、評価対象大学院へ通知す るとともに、本協会ホームページにて公開される。

⑩その他:認証評価の「保留」について

認証評価委員会は、少数の評価項目において評価基準に達していないものの、評価対象大学院が当該項目に関して短期間で改善することを確約し、実現の可能性が高いと判断される場合に限り、認証評価を保留とすることができる。評価が保留された場合、評価対象大学院は最長2年間の保留期間満了までに、すみやかに当該項目の改善努力と成果に関する改善報告書を提出しなくてはならない。保留期間満了までに改善報告書が提出された場合、判定委員会は改善報告書の審査及び認証評価手続の再開を、当該年度の判定評価チームに指示する。

(2) 結果の記載方法

認証評価報告書は、10 の評価項目ごとに章立てされ、各章で「①評価」、「②優れた点」、「③ 当該章全体の状況」、「④根拠理由」、「⑤改善が望ましい点」、「⑥要望事項」が記載される。「① 評価」は、評価対象大学院が臨床心理分野専門職大学院として規定の基準を満たしているかどう かの判定が記載され、「②優れた点」は、そのうち評価対象大学院の取り組みとして特筆すべき 優れた点を指摘するものである。「③当該章全体の状況」及び「④根拠理由」は、認証評価委員 会が認証評価作業の過程で得られた事実に基づき、①及び②の判断を下した根拠を述べるもの である。「⑤改善が望ましい点」は、現状において認証基準を満たしていないと判断された事項 であり、指摘された事項に関して評価対象大学院は速やかに改善を実施し、以降の年次報告書へ の記載が義務付けられる。「⑥要望事項」は、年次報告書での報告は義務付けられないが、臨床 心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示され る。

認証評価の結果、協会の定める評価基準に適合していると認められた場合に、評価対象大学院に適格認定が与えられる。一方、認証評価の結果、評価基準への適合が著しく損なわれており、 今後の改善が見込めないと判断された場合は、改善を勧告すべき事項として記載される(臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関する手続規則)。

(3)特記事項

- 本協会の認証評価は、令和2 (2020) 年4月からの義務化に先立って、法科大学院をモデルとした適格認定を事業発足時より実施している。現時点では評価対象大学院数が6校と少数であることから、1校ごとに判定評価チームを組織し、個別に綿密な調査と認証作業が可能であるが、今後はこの質を担保しつつ、より効率的な評価方法の策定を進めてゆく。
- 評価対象大学院は、5年ごとの認証評価に向けた自己点検評価報告書作成及び最終年度1年間をかけた本協会の調査を通して、評価期間の次の年度に向けたカリキュラム改正や体制の改善措置を具体的に講ずることができる。本協会からは、認証評価時のみならず、年次報告書のやり取り等を通じて、各専門職大学院が採る継続的な改善措置を積極的に推奨している。

3. 認証評価の実施状況について

(1) 実施状況

本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、対象となる専門職大学院6校に対して、これまで平成21 (2009) 年度1校、平成23 (2011) 年度3校、平成25 (2013) 年度1校、平成26 (2014) 年度1校、平成27 (2015) 年度1校、平成28 (2016) 年度3校、平成30 (2018) 年度1校、のべ11回の認証評価を実施してきた。認証評価報告書作成に当たっては、評価対象大学院ごとに組織された判定評価チーム及び作業委員会が、前記の認証評価スケジュールに沿い、それぞれの過程ごとに5回以上の会議を持ち、審議の適切を期している。

その結果、すべての認証評価において、本協会が定めた臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合していると評価されている。これまでの認証評価において、本協会か

ら「改善を勧告すべき事項」が記載されたことはない。「改善が望ましい点」については延べ34項目が記載されたが、その後、各大学院が本協会に提出するその後の年次報告書においてすべての項目に関して改善の措置が講じられていることが確認されている。6校の評価対象大学院は、平成30(2018)年度までの期間において、設置に際して要請される認証基準を遵守し、各大学院の置かれた事情等に応じた適切な改善措置を随時実施していると言える。

また、平成 30 (2018) 年度までの過去3年間における専門職大学院修了者の臨床心理士資格審査(試験)の合格率は約87%(受験者324名、内合格者282名)であり、これは過去3年間の全国平均合格率約64%を上回っており、その特徴的な教育成果が認められる。さらには、これまでの専門職大学院修了資格取得者の5年後の資格更新率は約98%(更新対象者1,091名、内更新完了者1,074名)であることからも、各専門職大学院の養成課程は、臨床心理分野専門職の輩出に着実な成果を上げている。

(2) 認証評価報告書提示以降の異議申し立て等の状況

評価対象大学院は、認証評価報告書受領後 14 日以内に協会に対して異議申し立てを行うことができる。申し立てが行われた場合は、認証評価委員会の下の申し立て審査委員会にて審査し、 その審査結果を認証評価委員会へ報告する。ただし、これまで異議申し立ての実績はない。

(3) 認証評価事業の改善状況

本協会は、専門職大学院関係者、臨床心理分野関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、認証評価の評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めている。その一つとして、本協会が認証している臨床心理士養成指定大学院及び6つの臨床心理分野専門職大学院による日本臨床心理士養成大学院協議会と密に連携し、当該協議会の年次大会等を通して情報の共有、意見の交換を行っている。評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に専門職大学院関係者及び臨床心理分野関係者への意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、認証評価後の判定委員会の報告を受けて理事会で議論され、例年2回以上開催される認証評価委員会で必要な事項を審議し決定する。これまでの認証評価の評価基準等の改訂は法令の一部改訂にあわせて2回行われており、改訂においては事前に6つの専門職大学院関係者に意見照会を行うとともに、その都度、相当の周知期間を置き、専門職大学院の理解や自己点検評価の便宜等に配慮している。

(4)特記事項

● 対象大学院 6 校への 11 回の認証評価すべてが適合と評価されており、現時点で、臨床心理 分野専門職大学院の認証評価及び各大学院の教育活動は、基準に即した適切な運用と改善が進 められている。また、認証評価報告書への評価対象大学院からの申し立て実績はなく、公正な認 証評価手続きが実施されている。

● これまで実施された2回の基準改訂はいずれも法改正に合わせたものに限られるが、本認証評価事業発足から10年を経た現段階で、これまで得られた臨床心理分野専門職大学院固有の体制整備及び運用に関する知見と経験の蓄積を検証し、今後の基準の改正等に活用してゆく。また、すでに同一校への2回目の認証評価を経験していることから、本協会の認証評価事業はその体制構築の段階からその妥当性、適切性を検証する段階に至っている。今後の評価活動の改善に当たっては、評価員の臨床心理的専門技能及び事務局の経験の蓄積等、個人の資質を重視する本協会の独自性を引き続き活かしながら、社会状況の変化等に対応するPDCAサイクルが機能するよう、システムの適正化を進めている。

4. 組織及び運営の状況について

(1)組織運営体制

本協会は臨床心理分野専門職大学院認証評価を実施するに際して、その公正な評価方法を担保するために、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程」を平成20(2008)年5月10日に定め、この規程に基づき、認証評価委員会、判定委員会、及び申し立て審査委員会を組織している。

認証評価委員会は、本協会理事会において選任された専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び臨床心理分野関係者、並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験者10名の委員をもって構成され、当該認証評価事業の基本的事項を審議する(臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程)。

判定委員会は、理事会において選任された 15 名以内の判定委員により認証評価委員会の下に 設置され、判定委員長により任命された幹事が庶務を担当し、評価対象大学院の審査及び認証評 価報告書(案)の作成にあたる(臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規 程)。

また、判定委員会は、認証評価を申請する専門職大学院ごとに、判定評価チームを設置する。 判定評価チームは定数を6名とし、評価対象大学院に所属もしくは利害関係を有する者を排し た判定委員の他に委員外の有識者2名を含む。さらに、判定評価チームの主査、副査及び判定委 員幹事は作業委員会を組織し、審査及び認証評価報告書作成の作業を担当する(臨床心理士養成 のための大学院専門職学位課程判定委員会細則)。

申し立て審査委員会は、評価対象大学院からの異議申し立てについて、その理由が、妥当なものか否かを審理し、審査結果を認証評価委員会に報告する(臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程)。

本事業に関わる各種委員会の構成員及び事務局員は、認証評価事業の遂行により知り得た専 門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。

本協会の事務局は事務局長と3名の職員で構成されている。認証評価については、事務局長が全体を把握し、業務執行理事会及び理事会、認証評価委員会に対して確認、報告を行う。また、認証評価専担の事務局員を1名置き、諸事務の把握と作業を行っている。さらに、判定評価チームごとに事務局との協働担当者を選定し、事務作業において齟齬が生じないよう体制を整えている。

(2) 認証評価の判定員に対する研修状況

本協会は、平成8 (1996) 年から臨床心理士受験資格に関する指定大学院制度を導入し、平成31 (2019) 年4月時点で168 校を数える臨床心理士養成に関する指定大学院の指定及び指定継続審査を実施している。この指定大学院は、厳正な審査のもとに6年間の指定を受け、その3年目に実地視察による中間評価を、指定期間が満了する6年目には指定継続審査を受けることになっている。毎年度の実地視察及び指定継続審査ではそれぞれ20名前後の担当委員が委嘱され、経験のある審査委員と新任の審査委員とが協働して評価対象大学院の書類審査及び実地視察を行う形態を取り入れることで、評価にかかわる基本的な姿勢と技能の伝承を図っている。本協会は、それらの指定大学院審査に関わってきた20年余の経験と、大学院評価の意義と一連の手続きを理解し、適正な評価を行う力量を習得した人的資源(評価委員候補者)を有している。認証評価に関わる判定評価チーム及び作業委員会の委員は、外部委員として招集される2名の委員を除き、上記の臨床心理士養成に関する指定大学院の指定継続審査に従事した経験を持ち、評価対象大学院との利益相反が考慮された臨床心理士養成大学院教員によって構成されている。

そのうえで、認証評価委員を招集する初回にあたる6月に定例の研修を行い、本認証評価事業の意義、評価員としての基本姿勢(コンプライアンス)、認証評価に関わる基準項目、評価方法、及び事務局において逐次更新された内部向け評価ガイドラインを、認証評価委員及び判定委員が相互に確認、共有する機会を確保している。

(3) 財務状況

本協会が認証評価機関として認可を受けた平成 21 (2009) 年度から平成 30 (2018) 年度までにおける収支の推移は表 3 のとおりである。

本協会の主な収入は、臨床心理士資格審査(試験)に係る審査料及び交付手続料、さらには5年ごとに実施される資格更新手続料であり、過去10年間の経常収益は、ほぼ一定の推移をみている。経常費用は、平成20(2008)年度から平成27(2015)年度まで実施した創立20周年記念事業経費(研究助成、私立学校臨床心理士支援)による正味財産の減少期があるものの、以降の

正味財産増減はプラスとなっており、特定費用準備資金として積み立てるなど、財務は健全に運営されている。

認証評価の実施経費については、認証評価手数料収入を充てることを原則としているが、ほぼ毎回、当該収入を上回っている状況である。これについては、他の事業収入から補填し、他事業と明確に区分し、認証評価事業費として計上している。

表3 収益、費用、正味財産増減の推移

(単位:千円)

_									(単位:十円)		
	年度	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	Н30 (2018)
	対象校数	1校	0校	3校	0校	1校	1校	1校	3校	0校	1校
1	認証評価手数料収入	3, 150	0	9, 450	0	3, 150	3, 240	3, 240	9, 720	0	3, 240
2	その他の経常収益	233, 011	245, 628	241, 021	246, 553	278, 426	263, 766	271, 099	267, 661	264, 035	272, 163
3	経常収益計	236, 161	245, 628	250, 471	246, 553	281, 576	267, 006	274, 339	277, 381	264, 035	275, 403
4	認証評価事業費	6, 323	7, 908	9, 827	4, 429	2, 983	5, 865	4, 989	12, 414	86	5, 224
(5)	その他の経常費用	201, 753	230, 323	281, 905	271, 739	268, 755	283, 248	252, 617	244, 612	238, 456	262, 250
6	経常費用計	208, 076	238, 231	291, 732	276, 168	271, 738	289, 113	257, 606	257, 026	238, 542	267, 474
7	正味財産増減	28, 085	7, 397	△ 41, 262	△ 32,027	9, 451	△ 22, 177	14, 416	20, 132	25, 493	7, 929

⁽注)認証評価事業費については、評価対象大学院の認証評価実施年度の前後に計上されている場合がある。

(4)特記事項

- 判定員は、臨床心理士養成に関する指定大学院の指定継続審査に従事した経験を持ち、さらに本認証評価事業のための研修を受けることで、適正な評価の実施を担保している。また、判定評価チームには臨床心理分野以外からの外部委員が加わることにより、多面的な評価を可能とするのと同時に、委員の利益相反による恣意的な評価操作を抑止している。
- 令和元(2019)年度より、既存の組織体制に自己点検・評価委員会を追加設置し、組織運営体制の内部評価及び持続的な改善の提言を得る体制を整備した。